

○島田市景観条例等施行規則

平成25年9月30日

規則第42号

改正 平成27年2月27日規則第7号

平成27年3月31日規則第9号

平成28年2月5日規則第10号

平成29年3月30日規則第13号

平成30年3月30日規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行令（平成16年政令第398号。以下「政令」という。）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）及び島田市景観条例（平成25年島田市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、政令、省令及び条例で使用する用語の例による。

(条例第9条第1号の規則で定める工作物)

第3条 条例第9条第1号の規則で定める工作物は、次のとおりとする。

- (1) 煙突（支柱及び支線がある場合においては、これらを含み、ストーブの煙突を除く。）、排気塔その他これらに類するもの
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざおを除く。）
- (3) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (4) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (5) 屋外タンク、貯蔵施設その他これらに類するもの
- (6) 建築物に該当しない車庫その他これに類するもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を妨げるおそれがある工作物として市長が指定するもの

(条例第9条第1号の行為で規則で定めるもの)

第4条 条例第9条第1号に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 法第16条第1項第1号に規定する行為 景観計画重点地区（中央第三地区計画区域（条例第8条第1項の規定により景観計画重点地区として島田市景観計画に定める中央第三地区計画区域をいう。）に限る。次号において同じ。）以外の区域において建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更を行う行為で、次のいずれかに該当するもの
- ア 建築物の高さ（増築する場合にあっては、増築後の高さ。以下同じ。）が15メートル以下のもの
 - イ 建築物の延べ面積（増築する場合にあっては、増築後の延べ面積をいい、同一敷地内に2以上の建築物があるときは、それぞれの当該建築物の延べ面積をいう。以下同じ。）が1,000平方メートル以下のもの
 - ウ 建築物の高さが15メートルを超えるもの又は建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超えるもので、当該建築物の増築、改築又は移転に係る部分の床面積が10平方メートル以下のもの
 - エ 建築物の高さが15メートルを超えるもの又は建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超えるもので、当該建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更による当該建築物の外観の変更に係る部分の見付面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第4項の見付面積をいう。以下同じ。）が当該部分を含む面の見付面積の2分の1以下のもの
- (2) 法第16条第1項第2号に規定する行為 景観計画重点地区以外の区域において工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更を行う行為で、次のいずれかに該当するもの
- ア 工作物の高さ（増築する場合にあっては、増築後の高さ。以下同じ。）が15メートル以下のもので、当該工作物の新築、増築、改築又は移転に係るもの
 - イ 工作物の高さが15メートルを超えるもので、当該工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更による当該工作物の外観の変更に係る部分の見付面積が当該部分を含む面の見付面積の2分の1以下のもの

（平27規則7・平30規則31・一部改正）

（行為の着手の制限に係る期間の短縮）

第5条 市長は、法第18条第2項の規定により同条第1項本文に規定する期間を短縮するとき、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に対し、行為の着手を制限する期間の短縮通知書（様式第1号）により通知するものとする。

（景観重要建造物の指定の告示）

第6条 条例第13条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 景観重要建造物の名称及び所在地

(2) 指定番号及び指定年月日

（景観重要建造物を表示する標識に記載する事項）

第7条 法第21条第2項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 景観重要建造物である旨

(2) 景観重要建造物の名称及び所在地

(3) 指定番号及び指定年月日

（景観重要建造物の現状変更の許可の申請等）

第8条 法第22条第1項本文の許可の申請は、景観重要建造物の現状を変更しようとする日の60日前までに、景観重要建造物現状変更許可申請書（様式第2号）に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

(1) 景観重要建造物の敷地の位置を表示する図面

(2) 景観重要建造物の配置図、平面図及び彩色が施された2面以上の立面図

(3) 景観重要建造物及び周辺の状況を示す写真

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 市長は、法第22条第1項本文の許可をするときは景観重要建造物現状変更許可通知書（様式第3号）により、許可をしないときは景観重要建造物現状変更不許可通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（景観重要建造物の管理の方法の基準）

第9条 条例第15条第3号に規定する規則で定める景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要建造物が滅失し、又は毀損するおそれがあると認めるときは、直ちに、市長と協議して当該景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐ措置を講じること。

(2) 景観重要建造物を毀損するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。

(景観重要樹木の指定の告示)

第10条 条例第17条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 景観重要樹木の樹種及び所在地

(2) 指定番号及び指定年月日

(景観重要樹木を表示する標識に記載する事項)

第11条 法第30条第2項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 景観重要樹木である旨

(2) 景観重要樹木の樹種及び所在地

(3) 指定番号及び指定年月日

(景観重要樹木の現状変更の許可の申請等)

第12条 法第31条第1項本文の許可の申請は、景観重要樹木の現状を変更しようとする日の60日前までに、景観重要樹木現状変更許可申請書（様式第5号）に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

(1) 景観重要樹木の位置を表示する図面

(2) 施行方法の内容が確認できる図面

(3) 景観重要樹木及び周辺の状況を示す写真

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 市長は、法第31条第1項本文の許可をするときは景観重要樹木現状変更許可通知書（様式第6号）により、許可しないときは景観重要樹木現状変更不許可通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第13条 条例第19条第3号に規定する景観重要樹木の良い景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要樹木が滅失し、又は毀損するおそれがあると認めるときは、直ちに、市長と協議して当該景観重要樹木の滅失又は毀損を防ぐ措置を講じること。

(2) 景観重要樹木を毀損するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やか

に伐採すること。

(書類の様式)

第14条 次の各号に掲げる届出又は通知は、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 法第16条第1項の規定による届出 景観計画区域内における行為の届出書(様式第8号)
- (2) 法第16条第2項の規定による届出 景観計画区域内における行為の変更届出書(様式第9号)
- (3) 法第16条第5項後段の規定による通知 景観計画区域内における行為の通知書(様式第10号)
- (4) 法第43条の規定による届出 景観重要建造物又は景観重要樹木所有者変更届出書(様式第11号)
- (5) 条例第10条の規定による届出 景観計画区域内における行為の完了届出書(様式第12号)

2 次の各号に掲げる勧告、命令又は通知は、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 法第16条第3項の規定による勧告 勧告書(様式第13号)
- (2) 法第17条第1項前段の規定による命令 変更命令書(様式第14号)
- (3) 法第17条第4項後段の規定による通知 期間延長通知書(様式第15号)
- (4) 法第17条第5項の規定による命令 原状回復等命令書(様式第16号)
- (5) 法第21条第1項の規定による通知 景観重要建造物指定通知書(様式第17号)
- (6) 法第23条第1項の規定による命令 景観重要建造物原状回復等命令書(様式第18号)
- (7) 法第26条の規定による命令 景観重要建造物の管理に関する命令書(様式第19号)
- (8) 法第26条の規定による勧告 景観重要建造物の管理に関する勧告書(様式第20号)
- (9) 法第27条第3項において準用する法第21条第1項の規定による通知 景観重要建造物指定解除通知書(様式第21号)
- (10) 法第30条第1項の規定による通知 景観重要樹木指定通知書(様式第22号)

(11) 法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定による命令 景観重要樹木原状回復等命令書（様式第23号）

(12) 法第34条の規定による命令 景観重要樹木の管理に関する命令書（様式第24号）

(13) 法第34条の規定による勧告 景観重要樹木の管理に関する勧告書（様式第25号）

(14) 法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知 景観重要樹木指定解除通知書（様式第26号）

3 法第17条第8項又は法第23条第3項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第27号）によるものとする。

（届出書等の添付書類）

第15条 前条第1項第2号に定める届出書には、省令第1条第2項に規定する図書（当該変更に係るものに限り。）を添付するものとする。

2 前条第1項第5号に定める届出書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 当該届出に係る行為を完了したことを示す写真

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

3 前条第2項第5号に定める通知書には、省令第8条第1項第6号に掲げる事項を示す縮尺2,500分の1以上の図面を添付するものとする。

（届出の期限）

第16条 第14条第1項第1号に掲げる届出は、別表の左欄に掲げる届出対象行為の種類ごとに、同表の中欄に掲げる手続等に係る同表右欄に掲げる届出日（2以上の手続を行う場合は、最初に到来する届出日）までに行うものとする。

（審議会の会長等）

第17条 島田市景観審議会（以下「審議会」という。）に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠

けたときはその職務を行う。

(会議)

第18条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第19条 審議会の庶務は、都市基盤部都市政策課において処理する。

(平27規則9・平29規則13・一部改正)

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(第14条第1項第1号に掲げる届出に関する特例)

2 第14条第1項第1号に掲げる届出を要する行為のうち、この規則の施行の日に、第16条に規定する届出日が到来しているものについては、同条の規定にかかわらず、速やかに届出を行うものとする。

附 則 (平成27年2月27日規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の島田市景観条例等施行規則の規定は、施行日以後の景観法(平成16年法律第110号)第16条第1項第1号又は第2号の規定による届出から適用し、施行日前の同項第1号又は第2号の規定による届出については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月31日規則第9号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月5日規則第10号）抄

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

附 則（平成29年3月30日規則第13号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第31号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第16条関係）

届出対象行為の種類	手続等	届出日
1 法第16条第1項第1号の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することは模様替又は色彩の変更	(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による建築確認申請	申請の日の30日前
	(2) 建築基準法第18条第2項の規定による計画通知	通知の日の30日前
	(3) 建築基準法第43条第1項ただし書その他の規定による特定行政庁の許可の申請	申請の日の30日前
	(4) 建築基準法第44条第1項第3号その他の規定による特定行政庁の認定の申請	申請の日の30日前
	(5) 建築基準法第58条の規定による都市計画で定めた基準の許可の申請	申請の日の30日前
	(6) 行為の着手	着手する日の30日前
2 法第16条第1項第2号の工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することは模様替又は色彩の変更	(1) 建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による工作物確認申請	申請の日の30日前
	(2) 行為の着手	着手する日の30日前

